

「飯田市千代基幹集落センター」の用途廃止について

産業経済部農業課

1 施設の概要

(1) 建物

ア 所在 飯田市千代 1170 番地 1

イ 構造、延床面積 鉄骨造 2 階建て 656.1 m²

ウ 取得年月日 昭和 55 年 3 月 25 日 (本年度末経過年数：46 年)

エ 取得費 67,555 千円

(2) 敷地 市有地

(3) 年間コスト 保険料：16 千円

(4) 設置条例 飯田市千代基幹集落センター条例 (昭和 55 年飯田市条例第 7 号。以下「設置条例」という。)

(5) 設置目的 地域内における産業の振興と住民の福祉の向上に資するための公共施設

2 施設の管理及び使用の現状

(1) 財産管理としては、飯田市公民館が所管する。

(2) 設置条例上の体系 (農政一般) に基づき、農業課が事務を分掌する。

(3) 施設の管理は千代公民館が行っている。

3 施設の廃止に係る事由

(1) 千代基幹集落センターは、平成 26 年まで同一の建物に飯田市千代公民館としても利用されていたが、同年に千代公民館と千代自治振興センターが現在の場所へ新築移転して以降は、飯田市千代基幹集落センター条例を残しつつも、実際には公共の用に供されることなく存続してきた。

(2) 千代公民館と千代自治振興センターの移転に際し、旧施設の建物を以後どうするか、飯田市及び地元としても明確な方向付けがされない中で経過したが、令和 5 年度の飯田市行財政改革推進本部会議において財産整理の方向性として、現在の施設利用実態から設置条例を廃止し、用途廃止後は千代地区と協議を進めて当該建物の財産処分を進めていくことが定められた。

(3) 設置条例で定めた千代基幹集落センターの設置目的「産業の振興と住民の福祉の向上に資すること」は、建物の構造上、昭和 56 年以前の旧耐震基準による建築で、法定耐用年数 (38 年) が経過したことから、使用上の安全性が担保できず、また、大規模改修を実施してまで目的に沿った利用を継続することが困難であるため、公共用施設としての役割を果たし終えた。

(4) 設置条例がその意義を有しなくなり廃止することについて、千代地区まちづくり委員会等の関係者との協議し、特段異存は無いと確認している。

4 廃止による影響

千代基幹集落センターは平成 26 年まで千代公民館として利用されていたが、公民館の機能は自治振興センターと共に同年に現在の新しい施設に移転している。現在、千代基幹集落センターは物品等の倉庫として利用されており、条例の廃止後においては、当面は行政財産として管理を行う。

5 廃止施行予定日

議会の議決が得られた際に想定している設置条例の廃止期日 (令和 8 年 4 月 1 日) と同日とする。

千代基幹集落センター 外観写真



【位置図】

